

山梨県警察警視及び一般職員管理職等選考試験実施要領の制定について

〔 令和 7 年 1 月 3 1 日 〕
〔 例規甲（務人）第 3 5 号 〕

山梨県警察警視及び一般職員管理職等選考試験実施要領

第 1 目的

この要領は、山梨県警察職員の任用に関する訓令（昭和 5 9 年山梨県警察本部訓令第 9 号）第 6 条第 4 項に基づき、警視の階級の警察官並びに一般職員のうち山梨県職員の給与に関する規則（昭和 3 2 年山梨県人事委員会規則第 7 号）第 3 3 条に規定する職（以下「管理職」という。）、山梨県警察の組織等に関する規則（昭和 4 2 年山梨県公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 2 4 条に規定する課長補佐等及び規則第 3 3 条第 2 項に規定する課長の職（以下「補佐相当職」という。）への選考昇任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 選考試験

警察本部長（以下「本部長」という。）は、職員の中から警視、管理職及び補佐相当職への選考昇任を行おうとするときは、警視及び一般職員管理職等選考試験（以下「選考試験」という。）を行うものとする。ただし、当該選考試験の結果に基づく選考昇任を実施した後、1 年未満の間に欠員補充等の理由により再度選考試験を行う必要が生じたときは、当該選考試験の結果をもってこれに替えることができる。

第 3 選考試験の実施方法

- 1 選考試験は、筆記試験、口述試験及び書類審査を行うものとする。ただし、本部長が認めるときは、選考試験の一部を省略することができる。
- 2 選考試験の方法は、その都度本部長が指定するものとする。
- 3 書類審査は、勤務実績、勤務経歴、人事評価及び所属長の推薦を総合的に判断して行うものとする。

第 4 選考試験の受験資格

選考試験の受験資格は、本部長が別に定める。

第 5 選考試験の通知

- 1 本部長は、選考試験を行おうとするときは、あらかじめ選考試験の日時、場所その他必要な事項を各所属長に通知するものとする。
- 2 所属長は、当該所属内の受験資格者のうち、本人が受験を希望する者について、別に定める推薦書により本部長に報告するものとする。

第 6 細部事項に関する委任

この要領の定めるもののほか、選考試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。